

第13回輸入手続の所要時間調査の調査対象とする申告

○ 調査対象貨物は、調査実施期間内(令和6年3月11日(月)から同年3月17日(日))に、調査対象官署に対して行われた、以下の申告とします。

※ 東京税関本関に対する海上貨物の一般申告の場合、申告番号の8桁目、9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」であるものが調査対象となります。

(例) 申告番号 11480791150 ⇒ 調査対象

<調査対象貨物>

申告税関	申告先官署	区分	一般申告(注1)	引取申告(注2)	自由化申告(注3)
東京税関	本関	海上	8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」	全申告	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66」
		航空	7桁目から9桁目が「111、222」		7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666」
	大井出張所	海上	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」	全申告	8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」
		航空	8桁目と9桁目が「11」		
	成田航空貨物出張所	航空	7桁目から9桁目が「111、222、333」	全申告	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」
	東京航空貨物出張所	航空	全申告		8桁目と9桁目が「11、22、33、44」
羽田税関支署	航空	7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666、777」		8桁目と9桁目が「11、22」	
横浜税関	本関	海上	8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77」及び「10、20、30、40、50、60、70」		8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77」
	本牧埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が「11、22」	全申告	
	大黒埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66」		8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66」
	船橋市川出張所	航空	8桁目、9桁目が「11、22」		
名古屋税関	本関	海上	10桁目が「1、2、3」	全申告	9桁目、10桁目が「11、22、33、44、55」
	西部出張所	海上	9桁目、10桁目が「11、22」	全申告	
	中部空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、22」	全申告	10桁目が「1、2」
大阪税関	本関	海上	9桁目、10桁目が「00、11、22、33、44、55、66」及び「10、20、30、40、50、60」		9桁目、10桁目が「00、11、22、33、44」
	南港出張所	海上	9桁目、10桁目が「00、11」	全申告	9桁目、10桁目が「00、11、22」
	堺税関支署	海上	9桁目、10桁目が「00」		
	関西空港税関支署	海上	9桁目、10桁目が「00、11、22、33」		
航空		7桁目、8桁目、9桁目、10桁目が「0000、1111、2222、3333、4444、5555」	全申告	8桁目、9桁目、10桁目が「000、111」	
神戸税関	本関	海上	8桁目が「0」、「1」、「2」、「3」	全申告	8桁目が「0」
	六甲アイランド出張所	海上	8桁目が「0」	全申告	
	ポートアイランド出張所	海上	8桁目が「0」		
門司税関	博多税関支署	海上	8桁目、9桁目、10桁目が「111、222、333」	全申告	
	福岡空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、21、31、41、51、61、71」		
	北九州空港出張所	航空	10桁目が「0、1」		

(注1) 一般申告(IC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。自由化申告を除く。)

(注2) 特例申告に係る引取申告(HK及びHTのものに限る。自由化申告を除く。)

(注3) 自由化申告(IC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。)